

# 山口県報

平成28年  
12月20日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則
  - 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(人事課).....一
  - 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課).....二
  - 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課).....二
  - 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課).....二
  - 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....二
  - 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....二
  - 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....三
  - 現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....三
- 訓令
  - 山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課).....三
  - 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課).....四
- 教委規則
  - 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....四
  - 山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則.....五
  - 教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....五
- 教委訓令
  - 山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令.....五
  - 山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....六
- 人委規則
  - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....六
  - 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....九

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....九
- 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 企業管理規程
  - 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程.....一九
  - 企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程.....二三



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第六十五号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年山口県条例第五十三号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年十二月十七日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十六号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第五十四号）の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十七号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第五十五号）の施行期日は、平成二十八年十二月二十七日とする。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十八号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第五十八号）の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号イの表中

山口県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づく知事の権限に関する事務のうち的重要事項の調査審議に関する事務	薬務課
------------	---	-----

を

山口県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定により同法の施行の日前においても行うことができることとされた同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法第十一条第一項及び第三項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務	医療保険課
山口県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三条第一項の規定による薬事に関する県の事務及び同法に基づく知事の権限に関する事務のうち的重要事項の調査審議に関する事務	薬務課

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第七十号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第六号又中「第十八条」を「第十九条」に改め、「介護休暇」の下に「、介護時間」を加え、同号ソ、ネ及びナ中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第二十七条第一号ト中「第十八条」を「第十九条」に改め、「介護休暇」の下に「、介護時間」を加え、同号カ、タ及びレ中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

第五十三条の二第一号ト中「第十八条」を「第十九条」に改め、「介護休暇」の下に「、介護時間」を加え、同号カ、タ及びレ中「介護休暇」の下に「、介護時間」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

職員の時務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七十一号

職員の時務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の時務時間及び休憩時間に関する規則（昭和二十八年山口県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改め、同条第三号中「者で同項に規定する介護を必要とするもの」を「要介護者」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第五条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七十二号

現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「行う場合における休暇」の下に「、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、一親等の親族（父母、子及び配偶者の父母を除く。）、二親等の親族（祖父、孫及び兄弟姉妹を除き、職員と同居する者に限る。）及び配偶者の父母の配偶者（配偶者の父母を除く。）で職員と同居するもののうち、負傷、疾病又は老齢により二週間（要介護者の介護を必要とする特別の事情その他知事がやむを得ないと認める事情がある場合にあつては、一週間）以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間（知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において一日の時務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。



### 山口県訓令第9号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「第十八条」を「第十九条」に改め、「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。  
別記第四号様式の表中

「介護・休暇 (日・時)」									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「介護・休暇 (日・時)」									
「介護時間 (時・分)」									

に改め、同様式の

「(裏中)「介護・休暇 (日・時)」									
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「介護・休暇 (日・時)」									
「介護時間 (時・分)」									

に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。  
(用紙の使用)
- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿を印刷した用紙で使用中的のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

### 山口県訓令第十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第18条」を「第19条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。



山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第九号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条中「第十八条」を「第十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改め、同条第三号中「者」で同項に規定する介護を必要とするものを「要介護者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第五条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十一号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「行う場合における休暇」の下に「、職員が要介護者（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、一親等の親族（父母、子及び配偶者の父母を除く。）、二親等の親族（祖父

母、孫及び兄弟姉妹を除き、職員と同居する者に限る。）及び配偶者の父母の配偶者（配偶者の父母を除く。）で職員と同居するもののうち、負傷、疾病又は老齢により二週間（要介護者の介護を必要とする特別の事情その他教育委員会がやむを得ないと認める事情がある場合にあつては、一週間）以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間（教育委員会が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇）を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

庁 中 一 般  
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同項の表中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第九号中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号を同表の第十号とし、同表の第八号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第七号の次に次のように加える。

八 介護時間を受ける場合（勤務時間条例第十条第一項）	介時	時間数
----------------------------	----	-----

別記第三号様式の三中「第十六条」を「第十九条」に改める。

別記第十号様式の表中



る。

別表第六の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

32	32
32	32
32	32
33	33
34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	39

を

に

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	60
61	60
61	60
62	61

を

に

38	38
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
40	40
41	41
41	41
41	41

を

37	39
38	39
38	39
38	39
39	39
39	39
39	39
40	40
40	40
40	40
40	40

に改める。

62
62
62
63
63
63

61
61
62
62
62
63
63

41
41
42
42
42
42
43
43
43

40
41
41
41
41
41
42
42
42

82
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86

を

81
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85

に改

める。

別表第六のり  
教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

66	65
66	66
66	66
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67

を  
に改める。

86	86
87	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

54	53
55	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	58
60	59

を  
に

別表第八中

68	67
68	68
68	68
69	68
69	68
69	68
70	68
70	69
70	69
71	70
71	70

大学院修学休業の期間	を
大学院修学休業の期間	を
介護休暇の期間	に改

め、  
介護休暇の期間  $\frac{1}{2}$  以下  
を  
削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十三号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部障害者支援課の項を削り、同表精神保健福祉センターの項中「三二〇、五〇〇円」を「三二二、三〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一精神保健福祉センターの項の改正規定は、平成二十八年十二月二十七日から施行し、同年四月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十四号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十八条」を「第十九条」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十五号**

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（決定基準）

第四条 職員給与条例第九条第四項及び学校職員給与条例第十一条第四項の人事委員会規則で定める基準は、扶養手当の対象となる扶養親族について、職員給与条例第九条第二項第二号に掲げる扶養親族及び同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族のいずれかがある場合又は学校職員給与条例第十一条第二号に掲げる扶養親族及び同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族のいずれかがある場合には、職員給与条例第九条第二項第二号及び学校職員給与条例第十一条第二項第二号に掲げる扶養親族以外の扶養親族のうちから決定することとする。

附則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行し、同年四月一日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第三十六号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号中「第十二条第二項第八号」を「第十二条第二項第十号」に改める。

第十二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第十八条」を「勤務時間条例第十九条」に、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第十八条」を「学校職員勤務時間条例第十九条」に改め、「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。）第十九条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十九条の規定による介護時間の承認（公益的法人等派遣職員であった職員が育児・介護休業法第二十三条第三項の規定により勤務時間の短縮等の措置を講じられた場合には、当該措置のうち勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第十九条の規定による介護時間の承認に相当する措置として人事委員会が定める措置を含む。）を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十四条第一号中「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十

五」を「百分の百」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成二十八年十二月二十七日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、同年四月一日から適用する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「就業促進定着手当に相当する退職手当に」を「同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当に」に改め、「第六号の規定による退職手当」の下に「のうち法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当」を加え、「紹介を受けた」を「指示による広域求職活動を終了した」に改め、「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（別記第二十九号様式）にそれぞれ受給資格認定書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記第二十九号様式）に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して一月以内に求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記第二十九号様式の二）に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記第二十九号様式の三）にそれぞれ受給資格認定書、高年齢受給資格認定書」に改め、同条第二項中「受給資格認定書又は」を「受給資格認定書、高年齢受給資格認定書又は」に改める。

別記第十七号様式中

1 雇用保険法第15条第3項の職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第3条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第3号に掲げる訓練
---------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------------------

1 雇用保険法第15条第3項の職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第3条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号の職能訓練	6 雇用保険法第5条第1項第3号に掲げる訓練
---------------------	--------------------------	----------------------------	-----------------------------------	--------------------	------------------------

別記第二十九号様式の中 「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 」と

「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 」と並び、「回覧式の欄」の注1の(2)中「公普健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」と並び、「回覧式中(7)を(8)とす」(3)から(6)を(5)と(4)から(7)を(6)と(2)の次に次のように加える。

(3) 船員法による傷病手当  
別記第二十三号様式の三中

住所又は居所	勤続期間	年	月
--------	------	---	---

住所又は居所	勤続期間	年	月
退 職 事 由			

別記第二十五号様式中

住所又は居所	
--------	--

住所又は居所	
退 職 事 由	

別記第二十六号様式の三中「を授給したことがない」と並び、「のいずれも授給したことがない」と並び、別記第二十七号様式中「を授給したことがない」と並び、「のいずれも授給したことがない」と並び、別記第二十八号様式中「受給資格認定書又は」を「受給資格認定書、高年齢受給資格認定書又は」と並び、別記第二十九号様式中「広域求職活動費」と並び、「求職活動支援費（広域求職活動費）」と並び、「受給資格認定書又は」と並び、「受給資格認定書、高年齢受給資格認定書又は」と並び、「回覧式の次に次の二様式を加える。」

第29号様式の2 (第25条関係)

求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名	性別	男・女	受給資格認定書番号
	住所又は居所			
講座	教育訓練施設の名	講座名	受講開始年月日	受講終了年月日
	当該講座に関連する資格名	資格名	[ ]	
座	分類	[ ]		受講費(大学料を含む。)
円				

求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当を支給されるよう、職員の退職手当の支給に関する規則第25条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日  
(任命権者) 様

申請者 氏名

㊦

※処理欄備考	支給決定年月日	年	月	日	支給額
	計	算	欄		円

添付書類

受給資格認定書、高齢受給資格認定書又は特例受給資格認定書

注 / 「当該講座に関連する公的資格」欄の分類については、次の区分に従って該当するものの番号を記入すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

2 ※印欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第29号様式の3 (第25条関係)

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名	性別	男・女	受給資格認定書番号
	住所又は居所			
保育等サービス	項番	保育等サービス名	保育等サービス利用日数	保育等サービス利用日数
	保育等サービス利用理由	① / 面接等のため ② / 面接等のため ③ / 面接等のため ④ / 面接等のため	[ ] [ ] [ ] [ ]	[ ] [ ] [ ] [ ]
円				

求職活動支援費 (求職活動関係役務利用費) に相当する退職手当を支給されるよう、職員の退職手当の支給に関する規則第25条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日  
(任命権者) 様

申請者 氏名

㊦

※処理欄備考	支給決定年月日	年	月	日	支給額
	項番	計	算	欄	円
	①				円
	②				円
	③				円
	④				円
	合計				円

添付書類

受給資格認定書、高齢受給資格認定書又は特例受給資格認定書

注 / 「保育等サービス名」欄には、次の区分に従って該当するものの番号を記入すること。

1 認可保育所で行う保育	6 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
2 認可幼稚園で行う保育	7 事業所内保育	12 病児保育事業
3 認定子ども園で行う保育	8 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
4 小規模保育	9 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
5 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	(認可外保育施設が行う 保育等)

2 ※印欄には、記入しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の四中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において）を「要介護者（以下）」に改める。

第十三条第一項中「第二号」の下に「に掲げる者（祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。）」を加え、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 条例第十五条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

第十三条に次の三項を加える。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三

項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十三条の三第一項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の二第二項を次のように改める。

2 子育て支援部分休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（第十二条第七号に掲げる場合における休暇、介護時間又は部分休業の承認を得て勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を得て勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第十三条の二第三項を削り、同条第四項中「おける休暇」の下に「介護時間」を加え、同項を同条第三項とし、同条を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 介護休暇の単位は、一日、半日又は一時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員等の介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

3 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を得て勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を得て勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第十三条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（子育て支援部分休暇又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を得て勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を得て勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の介護時間は、一日を通じ、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間の範囲内（子育て支援部分休暇又は部分休業の承認を得ている非常勤職員にあつては、当該時間の範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間の範囲内）とする。

第十四条中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十五条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、「に定める場合又は条例第十六条第一項」を「、第十六条第一項又は第十七条第一項」に改める。

第十八条の見出し及び同条第一項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を得ようとする」を加え、「条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「（第十三条第二項に規定する場合にあつては、一週間）」を削り、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第十九条第一項中「同項の」の下に「規定により介護休暇又は子育て支援部分休暇の」を加え、同条第二項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第五十七号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、改正条例第一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定

すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならぬ。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第二項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第四十号**

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二各号列記以外の部分中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第一号中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に、「保育所

における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に、「第二条第四号イ(2)」を「第二条第四号ロ」に改め、同条第二号中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、「規定する当該子を養育している当該子の親」の下に「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第二条の三第一項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同条第二項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

第三条中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。  
 第八条中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第四十一号**

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第四十二号**

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第四十三号**

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の四中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において）を「要介護者（以下）」に改める。

第十四条第一項中「第二号」の下に「に掲げる者（祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。）」を加え、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 条例第十五条第一項に規定する学校職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）

の指定期間を指定するものとする。

5 学校職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

第十四条に次の三項を加える。

6 教育委員会は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十四条の三第一項中「第十七条の」を「第十八条の」に改め、同条を第十四条の五とする。

第十四条の二第二項を次のように改める。

2 子育て支援部分休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（第十三条第七号に掲げる場合における休暇、介護時間又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第十四条の二第三項を削り、同条第四項中「おける休暇」の下に「、介護時間」を加え、同項を同条第三項とし、同条を第十四条の四とし、第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 介護休暇の単位は、一日、半日又は一時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務学校職員等の介護休暇の単位は、一日又は一

時間とする。

3 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第十四条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（子育て支援部分休暇又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の介護時間は、一日を通じ、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間の範囲内（子育て支援部分休暇又は部分休業の承認を受けている非常勤職員にあつては、当該時間の範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間の範囲内）とする。

第十五条中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十六条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、「に定める場合又は条例第十六条第一項」を「、第十六条第一項又は第十七条第一項」に改める。

第十九条の見出し及び同条第一項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「（第十四条第二項に規定する場合にあつては、一週間）」を削り、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第二十条第一項中「同項の」の下に「規定により介護休暇又は子育て支援部分休暇の」を加え、同条第二項中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第三項の規定による指定期間の指定）

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第五十七号。以下「改正条例」という。）附則第三項に規定する学校職員の申出は、改正条例第二条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、改正条例附則第三項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 改正条例附則第三項に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

5 教育委員会は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の期間」という。）又は附則第二項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項第二号中「小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、「第六条の二第四項」を「第六条の二の二第四項」に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動」を「同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改め、同項第三号中「者で同項に規定する介護を必要とするもの」を「要介護者」に改める。

第七条中「介護休暇」の下に、「介護時間」を加える。

第十条第八号の四中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「五日（」の下に「第十一条第一項に規定する」を加え、同号イ及びロ中「要介護者」を「第十一条第一項に規定する要介護者」に改める。

第十一条第一項中「職員が」の下に「要介護者（」を、「第三号」の下に「」に掲げる者（祖父、孫及び兄弟姉妹を除く。）」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。」を、「するため、」の下に「所属長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を第二十一条第一項第四号の介護休暇簿に記載して、所属長に対し行わなければならない。

3 所属長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出に

よる期間の初日から末日までの期間（第六項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。  
第十一条に次の五項を加える。

4 職員は、第二項の申出に基づき前項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を第二十一条第一項第四号の介護休暇簿に記載して、所属長に対し申し出なければならない。

5 所属長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第三項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第三項又は前項の規定にかかわらず、所属長は、それぞれ、申出の期間又は第二項の申出に基づき第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたって介護休暇を与えることが公務の運営に支障があると認め、介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中一部の日について介護休暇を与えることが公務の運営に支障があると認め、介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

8 介護休暇の単位は、一日、半日又は一時間（短時間勤務職員等にあつては、一日又は一時間）とする。この場合において、一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を得て勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を得て勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第十一条の三を第十一条の四とする。  
第十一条の二第三項を次のように改める。

3 子育て支援部分休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（第十条第七号に掲げる場合における休暇、介護時間又は部分休業の承認を得て勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を得て勤務



(表)

所属長	裁	請求期日	休 暇 期 間	取得日数 累計	請求者印
		年 月 日	月 月 ( ) 日 日 日 時 時 分 分 から まで (時間)	日	
		年 月 日	月 月 ( ) 日 日 日 時 時 分 分 から まで (時間)	日	
		年 月 日	月 月 ( ) 日 日 日 時 時 分 分 から まで (時間)	日	
		年 月 日	月 月 ( ) 日 日 日 時 時 分 分 から まで (時間)	日	
		年 月 日	月 月 ( ) 日 日 日 時 時 分 分 から まで (時間)	日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第四号様式の二を別記第四号様式の三とし、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。



場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日について介護休暇を与えることが公務の運営に支障があると認め、介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。  
(準備行為)

8 附則第三項の指定期間の指定の申出は、この管理規程の施行の日前においても行うことができる。

### 山口県企業管理規程第七号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程(平成四年山口県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「休暇及び」を「休暇、」に改め、「第十一条の二第二項」の下に「に規定する場合は休暇及び同管理規程第十一条の三第一項」を加える。

附 則

この管理規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市